

29答申第2号

平成29年11月10日

久留米市長 檜原利則様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原清信

久留米市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「久留米市情報公開条例に係る審査請求に関する諮問について（平成29年8月28日付け29総第949号）」による下記の諮問について、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成29年8月9日付け29総第890-1号の公文書部分開示決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（久留米市長（総務部）をいう。以下「実施機関」という。）の行った公文書部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成29年 7月26日	総務部総務課にて公文書開示請求書を受付
平成29年 8月 9日	公文書部分開示決定及び開示（閲覧及び写しの交付）の実施
平成29年 8月16日	請求者からの審査請求書を受付
平成29年 9月 7日	平成29年8月9日付公文書部分開示決定を変更する公文書部分開示決定

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公文書部分開示決定通知書（平成29年8月9日付け29総第890-1号）による公文書部分開示決定（以下「原決定」という。）の取消し並びに都税について滞納処分を受けたことのない証明及び納期限到来後完納していることを確認できる書類の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、処分理由説明書に対する反論（意見）書及び口頭意見陳述で説明している審査請求の理由の要旨については、次のとおりである。

原決定により開示された入札参加資格申請書の添付書類の一部である東京都税（以下「都税」という。）の「納税（課税）証明書」（新宿及び品川都税事務所長が発行したもの）は、特定の年度に係る未納額が「¥0」と表示されているに過ぎず、都税について滞納処分を受けたことのない証明は開示されていない。

実施機関は、「未納の無い証明書」が発行されない自治体の場合は未納額0円と

記載されている「納税証明書」で事足りることになる」と説明しているが、久留米市競争入札参加資格について（平成24年3月30日告示第126号）第3条第1項第1号は、「・・・都税・・・〔略〕を完納していること。」と規定している。実施機関は、同告示に基づき「完納していること」を審査するため、特定の年度のみを証明した納税証明書だけではなく、それ以外の年度について、過年度も含めて未納のないことを確認できる書類及び納期限未到来による未納税額のあるものについては、納期限到来後完納していることを確認できる書類を当然に徴取しており、又は徴取すべきである。

また、審査請求人が、原決定に係る申請とは別に、久留米市建設工事競争入札参加資格更新申請の手続を行った際、法人税並びに消費税及び地方消費税に関して特定の年度の納税状況を証明した納税証明書（「納税証明書（その1）」及び「納税証明書（その3）」）を実施機関に提出したところ、実施機関（契約課長）は、審査請求人が提出した納税証明書を認めず、未納がない旨の証明書（「納税証明書（その3の3）」）の提出を求めた上で、その理由として「証明書に記載された期間についての納税証明であり、過年度も含めて未納がないことを確認出来ない」と文書により回答した。

このことから、実施機関は「完納していること」を審査・確認するために、原処分により開示された特定の年度に係る「納税（課税）証明書」のほか、その期間以外の都税について滞納処分を受けたことがない旨の証明書を徴取し、及び保有しているはずだから、これを開示し、又は保有していなければ取り寄せて開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書、審査請求に係る追加説明書、口頭による説明及び口頭意見陳述における審査請求人からの質問に対する回答により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

今回の審査請求の対象となっている部分開示決定をした文書は、「久留米市競争入札参加資格について（平成24年3月30日告示第126号）」をもとに定められた平成28年度の「競争入札参加資格審査申請要領（建設工事）」（以下「平成28年度の申請要領」という。）に則り徴取したものである。

久留米市では、競争入札参加の要件として、「国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）並びに市町村税を完納していること。」としており、平成28年度の申請要領上は、「国・都道府県・

市町村税等の滞納が無いことを証明できるもの」として、「滞納のない証明もしくは、直近1ヶ年分の納税証明書」を求めていた。

これは、国税のように、証明時点で過年度を含めて未納税額がない証明である「未納の無い証明（納税証明書その3の3）」が発行される場合は、当該証明を取得することで証明できるが、都道府県税・市町村税等においては、申請者は各々の所在地自治体から証明を取得する必要がある、自治体によっては証明時点で過年度を含めて未納税額がない証明である「滞納のない証明」を発行していない自治体が存在するため、そのような自治体からの証明については、「直近1ヶ年分の納税証明書」を徴取していたところである。

今回部分開示した都税の納税証明書については、東京都が「滞納のない証明」を発行していないことから、「直近1ヶ年分の納税証明書」を徴取していた。そのため、これ以上の証明書の提出を求めておらず、文書の管理もしていないため、文書が存在しない。

また、審査請求人は、審査請求書において「都税について滞納処分を受けたことのない証明の開示がない」とし、及び東京都が「滞納処分を受けたことのない証明」を発行している旨を主張する。しかし、東京都が発行している「滞納処分を受けたことのない証明」は、平成28年度の申請要領上で提出を求めていた「滞納のない証明」とは別の証明であるため、当然に徴取しておらず、管理されているものでないことから、文書が存在しない。

なお、処分理由説明書に対する反論（意見）書において「納期限未到来による未納税額のあるものについては、納期限到来後完納していることを確認できる書類を市は当然に徴取すべき」とあるが、平成28年度の申請要領においては、「申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの」としており、当該証明書で確認を行うこととしているため、納期限到来後完納していることを確認できる書類については、徴取しておらず、文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件審査請求の争点は、都税に関して滞納がない旨の証明書及び納期限到来後完納していることを確認できる書類を実施機関が保有しているか否か、いわゆる文書の不存

についてである。

- 2 文書の不存在に関しては最高裁が「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」と判示する。（第二小法廷平成26年7月14日判決）

なお、当該判決は国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求に係るものであるが、「情報公開法において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうところ（2条2項本文）、行政文書の開示を請求する権利の内容は同法によって具体的に定められたものであり、行政機関の長に対する開示請求は当該行政機関が保有する行政文書をその対象とするものとされ（3条）、当該行政機関が当該行政文書を保有していることがその開示請求権の成立要件とされている」（同判決）ことからすると、久留米市情報公開条例に基づく本件に係る原処分についても、同様であるものと解される。

- 3 この点につき、審査請求人は、前記のとおり告示において「完納していること。」と規定されていること、久留米市建設工事競争入札参加資格更新申請の手続において未納がない旨の証明書（「納税証明書（その3の3）」）の提出を求められたこと、及び契約課長から「証明書に記載された期間についての納税証明であり、過年度も含めて未納がないことを確認できない」と回答されたことを理由として、滞納がない旨の証明書及び納期限到来後完納していることを確認できる書類を実施機関が保有していることを推認できると主張しているものと解される。

- 4 しかしながら、これらの理由は、告示において「完納していること。」と規定していることを除き、国が徴収する法人税及び消費税の証明に関するものであつて、本件審査請求の対象となっている都税の証明に関するものではない。

- 5 一方、当該告示に基づく平成28年度の申請要領には、滞納が無いことを証明できるものとして「滞納のない証明もしくは直近1ヶ年分の納税証明書」の提出が求められているほか、実施機関の説明によれば、国税のように全国一律で「未納がない証明（納税証明書その3の3）」が取得できる場合は、当該証明の提出を求め、都道府県税において、東京都のように「滞納のない証明」を発行していない自治体に所在する

場合には、直近1ヶ年分の納税証明を求めていたというものである。

- 6 確かに、告示の「完納していること」の規定は国税及び都税のいずれに対しても適用があるが、実施機関が説明するように、都道府県税につき、「滞納のない証明」を発行していない自治体がある以上、当該「滞納のない証明」の提出を求めていないとする説明には理由があり、平成28年度の申請要領の規定もそれを踏まえて規定していたものと推測することができる。
- 7 以上のとおり、都税と国税における取り扱いが異なることについて実施機関の説明に不自然・不合理さは認められないから、実施機関が都税に関して滞納がない旨の証明書を保有していないとの説明は合理性がある。
- 8 なお、審査請求人は、東京都は「滞納処分を受けたことのない証明」を発行している旨を主張するが、実施機関から提出された資料（東京都のホームページの記事の写し）からすると、「滞納処分を受けたことのない証明」は、滞納のない旨の証明とは別の証明であり、滞納のない旨の証明を発行していないことが明らかであって、審査請求人の当該主張は採用することができない。
- 9 また、平成28年度の申請要領には、証明について「申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。」という記載があり、当該証明をもとに完納の要件を審査していたため、審査請求人の求める納期限到来後完納していることを確認する書類を徴取していないという実施機関の説明に不自然・不合理さは認められないから、納期限到来後完納していることを確認できる書類を実施機関が保有していないとの説明は合理性がある。
- 10 最後に、審査請求人は、都税に関して滞納がない旨の証明書及び納期限到来後完納していることを確認できる書類を実施機関が保有していない場合は取り寄せて開示すべきと主張するが、久留米市情報公開条例において、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいう（第2条）のであるから、審査請求人は、実施機関が保有していない文書について、それを取り寄せて開示することを求めることはできないというべきである。

以上によれば、審査請求人の請求には理由がなく、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成29年 8月28日	実施機関から当審査会に諮問
平成29年 9月11日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成29年 9月19日	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成29年 9月21日 (第2回審査会)	審査請求人から処分理由説明書に対する反論(意見)書の提出
平成29年10月11日 (第3回審査会)	審査請求人による口頭意見陳述及び審議
平成29年10月20日 (第4回審査会)	審議
平成29年11月 1日 (第5回審査会)	審議
平成29年11月10日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	内 田 省 司
委 員	西 嶋 法 友
委 員	高 松 直 史
委 員	栗 山 扶美香
委 員	西 野 恵 子
委 員	吉 田 哲 磨
委 員	鹿子生 盈 代